

## 「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」 (平成 27 年 9 月合同会議)からの抜粋

- ・特預金の使途については、ユーザーから自動車の再資源化のために預託された公益性の高い資金であることを踏まえ、指定法人業務に必要な情報システムの改修等への使用などリサイクル料金の低減につながる使途への出えんを優先するべきである。
- ・その上で、指定法人業務への出えんのために留保すべきと考えられる特預金の額を超えてなお余剰するものについては、法に定められる通り、リサイクル料金を割り引くことでユーザーに還元すべきである。その際、再生資源等が多く使用され、環境性能の高い自動車を中心に割引を行うなど、資源循環の促進等の観点から効果的な使途を検討するべきである。
- ・大規模災害時の対応に係る特預金の活用について検討を行うべきである。

## 「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書に基づく今後の対応の全体像について」(平成 27 年 9 月 14 日 経済産業省/環境省) からの抜粋

- ・指定法人業務における特預金の使用範囲については、JARC 資金管理業務諮問委員会において審議。進捗状況を合同会議に報告。
- ・リサイクル料金の割引制度については有識者・関係者と連携しつつ検討を実施し、JARC 資金管理業務諮問委員会において審議。進捗状況を合同会議に報告。